

## 藤沢市学校運営協議会運営要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、藤沢市学校運営協議会（以下「協議会」という。）の運営等について、藤沢市学校運営協議会規則（令和3年藤沢市教育委員会規則第5号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (設置)

第2条 規則第2条第2項の規定による通知は、学校運営協議会設置通知書（第1号様式）により対象学校の校長に通知するものとする。

### (委員の推薦)

第3条 規則第5条第2項の規定による推薦は、学校運営協議会委員推薦書（第2号様式）により行うものとし、当該年度の前年度の3月末日までに教育委員会に提出するものとする。ただし、規則第5条第4項の規定による補欠委員の推薦をする場合には、速やかに提出するものとする。

### (委員の任命又は委嘱)

第4条 規則第5条第1項の規定による任命又は委嘱は、5月1日に行うものとする。ただし、規則第5条第4項の規定による補欠委員の任命又は委嘱をする場合には、この限りではない。

### (会議)

第5条 規則第8条第1項の規定による会議の招集は、学校運営協議会開催通知（第3号様式）により行うものとする。

### (会議録等)

第6条 協議会は、会議を開催した場合、学校運営協議会会議録（第4号様式）を作成し、会議を開催した日から30日以内に教育委員会に提出するものとする。

2 協議会は、前項に規定する会議録の提出後速やかに、会議の内容を学校ホームページその他の方針により、当該学校の所在する地域の住民等に対し公表するものとする。

### (部会の設置、運営)

第7条 協議会は、学校関係者評価を行う部会や、その他学校運営や教育活動の改善及び充実、又は学校と地域との協働の推進に資する取組を行う部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、協議会の会長が指名する。

- 3 部会は、協議会の会長が指名する委員のほか、当該校の教職員及び委員以外の者を構成員とすることができるものとし、人数の制限を設けない。
- 4 部会に部会長及び副部会長を置き、委員の互選により選出する。
- 5 部会長が会議を招集し、議事を掌る。部会長に事故があるとき又は欠けたときは、副部会長がその職務を行う。
- 6 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関する必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

(意見の申出)

第8条 協議会は、教育委員会に対し地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第47条の5第6項及び第7項に規定する意見の申出を行うときは、学校運営協議会意見申出書(第5号様式)により行うものとする。

(委員の解任)

第9条 委員は、辞任を申し出るときは、学校運営協議会委員辞任届(第6号様式)を教育委員会に提出するものとする。

2 教育委員会は、規則第11条の規定により委員の解任を行ったときは、学校運営協議会委員解任通知書(第7号様式)により委員本人及び当該協議会の会長に通知するものとする。

(報告)

第10条 協議会は、年度毎に、学校運営協議会活動状況報告書(第8号様式)を作成し、翌年度の4月末日までに教育委員会に提出するものとする。

(任務)

第11条 対象学校の校長は、協議会に関する資料及び情報を、次期校長への引継事項とする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月22日から施行する。